

1,2号機

運転期間延長認可申請

深あ〜い関係

原子炉設置変更許可

3,4号機

2015年4月30日

関西電力プレスリリース

1,2号機

参考資料①

当社は本日、原子力規制委員会に対して、高浜発電所1、2号機の運転期間延長認可申請を行いました。

今回はこの1,2号機運転期間延長申請が3,4号機の設置変更許可に影響する、というお話。3,4号機は今年の2月に「新規制基準に適合している」として、設置変更が許可されています。

しかし、この判断には次のような前提があります。

3,4号機

関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書

参考資料②

本審査は、1号炉及び2号炉の原子炉圧力容器には燃料を装荷しない前提としている。

(3ページ)

そしてこの審査書をまとめる際の原子力規制委員会定例会合でも繰り返し、このことが確認されています。

2014年12月17日

第46回 原子力規制委員会

3,4号機

参考資料③

更田委員長代理

この審査は(中略)あくまで1,2号炉を使わない、停止していることを条件にこの3,4号炉の審査を進めてきましたので、仮に1,2号炉を使用するという前提が、計画が立つのであれば、この3,4号炉についても設置の変更の申請を行ってもらって、改めてこの3,4号炉についても審査を行っていくこととなります。

市村原子力規制部安全規制管理官

特に重大事故対策を実施するというところで、緊急時対策所を1、2号炉の建屋に今回置くことになっておりますので、これは当然、**1、2号炉の状況が確認できないと**（中略）**3、4号炉の審査として成立しない**ということ、1、2号炉の状況をしっかり確認させていただいた上で審査に入ったと、そういうことでございます。

中村委員

1号炉及び2号炉の原子炉圧力容器には燃料を装荷しない前提としているという、（中略）**このところをしっかりと担保できているということによろしいですね。**

市村原子力規制部安全規制管理官

そのとおりでございます。
それを明確に最初に確認して審査をスタートした
ということでございます。

同じ日の田中委員長定例会見での発言では

2014年12月17日

田中委員長定例会見

3,4号機

参考資料④

田中委員長

3、4の審査に当たっては1、2が動かないと、
要するに、炉心に燃料を入れないということを前提にしていますから、
今後1、2がどういう形になるのか知りませんが、
そういう場合には事業者はそれなりの、3、4に対して
そういう前提になっているところはちゃんときちっと対応してくる
ようなことがなければ審査ができないことになると思いますので。
ただ、どう出てくるか分かりませんから、今、何とも言えないですね。

少しだけ感想を

恐らく、何かしら理屈はつけてくるんでしょうが、今回の1,2号機運転期間延長申請で3,4号機の審査結果がどうなる？といったことは何も見えていません。委員会でのやり取りでは「1,2号機の運転をするなら、3,4号機の審査はやり直した」という流れだったのが、委員長会見ではなんとなく”もやっ”としているのも気になります。3,4号機で運転差し止め仮処分を受けた後で1,2号機の延長申請とはバカにしてるなあ、と思ったんですが、「運転差し止め仮処分ですぐには運転できないから、やっちなえ」ということだったりするのかな？

参考資料

- ①関西電力HPプレスリリース「高浜発電所1、2号機の運転期間延長認可申請について」
http://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2015/0430_2j.html
- ②原子力規制委員会HP「関西電力株式会社高浜発電所3・4号機の設置変更の許可について」関係資料の『審査結果』
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law/PWR/20150212_01.html
- ③原子力規制委員会HP「平成26年12月17日 第46回原子力規制委員会『議事録』」
http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/index_h26.html
- ④原子力規制委員会HP「原子力規制委員会委員長定例会見 平成26年12月17日『速記録』」
https://www.nsr.go.jp/nra/kaiken/26_kaiken.html